

春日井市国民健康保険高額療養費支給申請手続の簡素化に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第57条の2に規定する高額療養費の支給申請において、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「規則」という。）第27条の17の規定に基づき、申請手続の簡素化について必要な事項を定めるものとする。

(対象世帯)

第2条 高額療養費に係る療養のあった月の初日において、国民健康保険税の滞納がない世帯を支給申請手続の簡素化の対象とする。

(支給申請の手続)

第3条 規則第27条の16の規定にかかわらず、対象世帯の世帯主が、同条に定める高額療養費の申請を行った場合は、申請日以後に発生する高額療養費の支給申請書（春日井市国民健康保険規則（平成6年春日井市規則第28号）第6条第8号に規定する申請書をいう。以下「申請書」という。）の提出を要しないものとする。

(変更の申出)

第4条 前条の申請をした世帯主は、申請内容に変更が生じた場合には、遅滞なく申請書により市長に申し出なければならない。

(支給決定)

第5条 市長は、対象世帯の世帯主から申請書の提出があった場合に、当該世帯に高額療養費の支給に該当する月があるときは、当該月ごとに高額療養費の支給決定を行い、世帯主に通知を行うものとする。

(簡素化の停止)

第6条 市長は、第3条の規定にかかわらず、申請書を提出した世帯が次の各号のいずれかに該当する場合は、手続の簡素化を停止することができる。

- (1) 第2条に規定する要件を満たさなくなった場合
- (2) 支給決定に当たり、支給すべき額を確認するため領収書等の確認が必要となった場合

2 前項の規定により簡素化が停止となった世帯の世帯主は、規則第27条の16の規定に基づき、停止となった月以後の高額療養費の支給について申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により簡素化を停止した世帯主が、月の初日において同項各号に該当しなくなった場合は、その月以後に支給対象となった高額療養費について、簡素化の対象とすることができる。

(簡素化の解除)

第7条 市長は、第3条の規定にかかわらず、申請書の提出をした世帯が次の各号のいずれかに該当する場合は、手続の簡素化を解除することができる。

- (1) 指定した金融機関の口座に高額療養費の支払ができなかった場合
- (2) 申請の内容に偽りその他不正があった場合

2 前項の規定により、簡素化が解除となった世帯の世帯主は、規則第27条の16の規定に基づき、簡素化が解除となった月以後の高額療養費の支給について申請書を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月2日から施行し、令和2年6月1日以後に発生する高額療養費に係る申請について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年2月15日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、令和5年3月1日以後に発生する高額療養費に係る申請について適用し、同日前に発生した高額療養費の申請については、なお従前の例による。